

令和 7 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 7 年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定こどもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

（参照）「法定代理受領」の通知の法的位置づけ

- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
 - ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和 7 年度の実績をご報告するものです。
- （あくまでも実績を報告するものであり、これにより追加や給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

西久留米こども園

【各月ごとの年齢別の公定価格の額】

	1 号認定			2.3 号認定							
	4 歳以上児	3 歳児	満 3 歳児	4.5 歳児		3 歳児		1.2 歳児		0 歳児	
				標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
4 月	241,680	26,051	260,510	49,630	46,170	67,710	64,250	12,241	118,950	214,230	210,770
5 月	233,680	252,510	252,510	49,650	46,190	67,730	64,270	122,430	118,970	214,250	210,790
6 月	210,846	230,146	230,146	49,470	45,890	67,990	64,410	124,280	120,710	218,640	215,070
7 月	208,456	227,756	227,756	49,480	45,900	68,000	64,420	143,020	139,450	218,650	215,080
8 月	210,896	230,196	230,196	49,510	45,930	68,030	64,450	124,270	120,700	218,630	215,060
9 月	217,266	236,566	236,566	49,510	45,930	68,030	64,450	124,270	120,700	218,630	215,060
10 月	217,266	236,566	236,566	49,510	45,930	68,030	64,450	124,270	120,700	218,630	215,060
11 月	217,288	236,581	236,581	49,500	45,922	68,020	64,445	124,240	120,681	218,611	215,042
12 月	217,266	236,566	236,566	49,450	45,870	67,970	64,390	124,210	120,640	218,570	215,000
1 月	228,926	248,226	248,226	49,450	45,870	67,970	64,390	124,210	120,640	218,570	215,000
2 月	228,926	248,226	248,226	49,450	45,870	67,970	64,390	124,210	120,640	218,570	215,000
3 月	246,536	265,836	265,836	50,300	46,720	68,820	65,240	125,060	121,490	219,420	215,850

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入所した子どもについては、在籍日に応じた日額計算を行うことにより公定価格の額を算出する必要がある